公益社団法人出雲市シルバー人材センター

理事会だより

第 29 号　発行:平成 30 年 2 月 28 日

平成 29 年度第 10 回（H30.2.13）理事会の会議状況や決定したことについてお知らせします。

第 10 回の理事会は、理事 9 名中 9 名が、監事 2 名中 2 名が、事務局から 2 名の職員が出席しました。

第 10 回の議事は、報告 5 件（事業実績/業務報告/監査結果報告/安全就業委員会の開催結果/適正就業委員会の開催結果）、議案 5 件（正会員の承認/第 2 回補正予算/センター所有車両運行管理規程の修正/役員の報酬等及び費用に関する規程及び高年齢事務局長の採用等に関する規則の改正/除草及び剪定請負業務に係る見積基準及び施工等単価に関する規則の制定）、協議 1 件（平成 30 年度事業計画及び収支予算）でした。

事業実績等について

1 月の受注実績(請負･委任･派遣の合計額)は、1,877 万 2 千円でした。前年は 1,991 万 8 千円で、前年比 94.2%となりました。このうち派遣業務の実績は 628 万 4 千円となり、前年（561 万 5 千円）に比べ増加となりました。会員数は、1 月末日現在では、916 名(男 630 名、女 286 名)となり、前月より 2 名の減でした。

監査結果報告書について

業務監査では、センターが導入している業務運用システムを活用して、未就業会員の抽出や会員の就業に向けたマッチングのための事務システムの構築について提言がありました。

委員会の開催結果について

「安全就業委員会」では、事故の発生を抑制するため賠償責任保険の免責額と、安全就業違反会員に対するペナルティについて審議しました。平成 30 年度から、免責額は現行のままで、免責とは別に損害賠償保険事務手数料として、一事故に付き 4 千円を会員から徴収することとなりました。ペナルティ制度については、引き続き審議します。

「適正就業委員会」では、適正就業基準の遵守、適正な請負・委任の推進、不適正就業の是正について審議しました。適正就業では、平成 29 年 1 月~10 月までの就業実日数を集計した結果、月 10 日を常に超えて就業している実態もあり、ローテーション就業・ワークシェアリングの推進など、今後も引き続き対応策を検討していくことになりました。

第 2 回補正予算について

職員給与の改正等による給料手当や、臨時雇賃金ほかについて補正を行った結果、経常費用計の予算現額は、5 億 2890 万 9 千円となりました。

センター所有車両運行管理規程の修正について

第 9 回理事会で決議した本規程について、許可証の有効期限及び使用禁止に関する通知書並びに派遣先所有車両運転会員に関する規定を盛り込むために、修正しました。

役員の報酬等及び費用に関する規程及び高年齢事務局長の採用等に関する規則の改正について

財政状況が厳しい中、理事長及び常務理事の報酬並びに事務局長の給料を 20%減額する内容の改正が決議され、本年 6 月 1 日から実施します。なお、役員の報酬改定は総会の決議を経て実施されます。

除草及び剪定請負業務に係る見積基準及び施工等単価に関する規則の制定について

この規則は、国及び全シ協が策定した適正就業ガイドラインの「請負に係る判断基準」に基づき、センターが受注若しくは受注を予定している除草及び剪定の請負業務に係る見積基準及び施工単価に関し、必要な事項を定めました。

平成 30 年度定時総会の開催
とき：平成 30 年 5 月 30 日(水)13：30～16：00
ところ：ビッグハート出雲

理事会を傍聴できます

理事会の傍聴を希望される会員は、事務局へご連絡ください。なお、定員は 8 名です。

定例理事会：3 月 13 日(火)(13:30-16:30
センター会議室)